

セルビアにおける民法典継受とその婚姻法の非「近代」的要素

伊藤 知義

1 はじめに

本稿では、19世紀半ばのセルビアにおいて、近代法の代表たる民法典がどのような状況下で継受され、そこに非「近代」的要素がどの程度存在しているかについて、簡単な紹介を行う^①。特に、セルビア婚姻法に焦点を当てる。婚姻法や家族法は、そもそも共同体的要素を色濃く持つ法分野で、共同体の対極にある市場経済とつながる「近代」とは両立しづらい要素を持つものであるが、「近代」化を目指したセルビアの民法典における婚姻法がどの程度「近代」的なものであったかを知ることは、この国の「近代」化を考える際に一定の意味を持つということではできよう。また、このテーマ設定は、同じ問題につきロシアの状況と比較するという本号の企画にも応えるものである。ただ、今年度の研究総会の企画趣旨から言えば、セルビアの「近代経験」と民法典継受との関係を正面から分析するものとなるべきところ、筆者の力不足により本稿はその課題に直接応えるものとはなっていない。このことにつき、予め読者のご海容を乞う次第である。

2 民法典編纂と自然法思想

1844年に制定されたセルビア民法典は、オーストリア一般民法典の影響を強く受けたもので、その縮訳版とまで呼ばれていた。しかし、1823年から1834年まで10年以上もの間、起草作業は、フランス民法典をほぼ全面的に継受する形で進められた。さらに、オーストリア一般民法典には対応する規定のない条文もセルビア民法典にはたくさんあり、それはしばしばフランス民法典の条項に対応している。また、オーストリア一般民法典自体も、一部はフランス民法典をモデルにして制定されている。この点では、セルビア民法典は、上記の直接的な影響とならんで、オーストリア民法典を通じて、間接的にもフランス民法典の影響を受けていることになる^②。現行日本民法典が、ドイツ民法をモデルにしながらも、旧民法を通じてフランス民法の影響を強く受けている事情とよく似ている。

フランス民法典もオーストリア一般民法典もセルビア民法典も、啓蒙時代の個人主義を精神的基礎としており、カズイスティックで分裂した時代遅れの封建法を廃止して、合理的かつ明確に計画された国家法をこれに代えることを目指していた。しかし、フランス民法典やオーストリア一般民法典は、自然法の圧倒的影響を受けつつも、普通法および地方法を完全に捨て去ることは

できず、当時の批判的合理主義と伝統慣習法双方の要素を持つ法典となった。セルビア民法典の起草者たるハジッチも、家族法、相続法については、オーストリア一般民法典と異なり、保守的なセルビア慣習法を取り入れざるを得なかった。男性優先、相続における息子優先の立場を取る慣習法の導入は、法の前の人々の平等を掲げる自然法思想には反するものだった。セルビアの学者は、法典編纂の際に、各国の歴史と経験を捨て去るように主張したベンサム立場ではなく、具体的な時代、場所を考慮すべしとのモンテスキューの考えの方が強い影響力を持ったと分析している。セルビア民法典が、個別的な市民家族ではなく家族ザードルガを相続単位としたことに、ベオグラードの女性達は大いに不満を抱いたと伝えられている⁽³⁾。

ハジッチは、1888年ツルナ・ゴラー一般財産法典の起草者として名高いヴァルタザール・ボギシッチのような独創的な立法者ではなかったと言われる。しかし、セルビア本国と比べ、はるかに近代的な社会・経済構造を有していたハプスブルク帝国内で教育を受けた法律家として、彼は、国家が法律に基づくものであることを知っており、法の理念を信じて、立法作業においてミロシュ公やその他の政治的指導者たちの個人的権力を制限することに精力を費やした。当時のセルビアは、伝統的な家父長制とオスマン・トルコに対抗する中で培われたゲリラ気質の下にあった。近代国家を作り始めたばかりのよちよち国家のセルビアに法の理念を導入することが必要だと彼は信じていた。セルビア民法典に当時の大法典の理念を取り入れることにより、ハジッチは、私法の基礎、自由・平等・公正、さらに自然法に関する理念をセルビアに導入しようとした。その後150年が経過しても、それらの理念がセルビアにおいてはなお完全には実現していないと認識されているが、法の支配のために立法分野で戦った先人の1人としてのハジッチの遺産は今日でも生き続けていると信じられている⁽⁴⁾。

セルビア民法典は、そのモデルたるオーストリア一般民法典同様、私的所有権に定義を与え、これを保護している。それが、商品関係および資本主義社会の発生および促進に貢献したことが認められている。私的所有に関するロマニステンの影響の下、セルビア民法典は、所有権を原則として無制限の絶対権と規定した。第211条は、「セルビア人に属する全ての物と権利はその所有物である。全てのセルビア人は、自分の財産の完全な主人であり、財産につき権限を有し、自己の意思に基づいてこれを享有し、処分することができる。ただし、法律の規定に基づかなければならない」と定める。民法典のおかげで、トルコ封建制に代わってセルビア人であるミロシュ公の封建制が始まる、という事態の発生が妨げられたとも評価されている⁽⁵⁾。一片の法典だけで、社会の方向性が決まるとは思えないが、民法典に重要な役割が期待されていたことは疑いない。

他方で、セルビア民法典に対する批判もセルビア国内に存在していた。例えば、「わが民法典は法的には世界でも信じられないほど稀な代物である。わが法典の編纂者ほどの法律制定能力のなさを示す起草者を見つけようとしても困難であろう。明確な法的概念も体系もなく、正確な表現に乏しく、もっとも重要な法制度についても不十分な規定しか置いていない。民法典はセルビア法の世界にとっての全くの恥さらしである。時間はあったのに、国家の全私法関係の基盤たる民法典の根本的改正は行われなかった」という指摘をアランジェロヴィッチが1913年に行っている（この指摘は物権法とくに占有権の規定を念頭に置いた批判であった）。その後、セルビアを含む旧ユーゴスラビアで統一民法典を形成する際に、セルビア民法典の効力を国内の他の地域に拡大

するという方法が取られなかった理由の1つは、セルビア民法典に欠陥が内在したことであり、私法分野の法分裂状態は、全く新しい法典の制定によってのみなくすることができるものと考えられていた⁶⁾。

3 社会経済の「近代」化状況

(1) 社会構造

セルビアにおける民法典制定は、市場経済発展の前提条件を整備することを意味した。それは、急速な経済発展、すなわち当時の先進世界への仲間入りのための社会的前提条件を整備することを意味した。先進世界が発展の基盤としていたのは、国の工業化、現代的な科学技術、交通網特に鉄道網の整備、貿易・金融制度の発達であった。19世紀半ばのセルビアの主たる産業は農業であり、しかも、小経営が支配的で、自己消費が主たる目的であった。農業の生産性は低く、作付種類も少なかったため、農業生産は基本的に市場を志向するものではなかった。1863年時点で、114万の人口に対し、その91パーセントが農民で村に住んでいた。トルコからの解放後、当初は、力の強い者が広く肥沃な土地を實力で自分の物とする事態が進んだが、1839年の土地返還法および1844年のセルビア民法典により、このような事態は收拾の方向に向かい、土地所有権関係に対しより強い法秩序および法的安定性が与えられた。これが、19世紀後半の急速で安定した農業発展の前提条件となった。19世紀半ばのセルビアにおける工業はごく初歩の段階にあり、国内の経済構造において占める位置も低く、工業製品に対する国内需要に応えることもできなかった。そこで、セルビアは、例えば1873年に工業企業支援法を制定し、税制、関税面などで企業への優遇措置を講じたが、当時のセルビアの政治情勢、国際的な政治的・経済的地位および国内資本の欠如により、さほど効果を生まなかった。とはいえ、この法律は、工業化プロセスへの接近、当時のヨーロッパですでに発達していた経済発展の流れを受容するためのセルビアでは初めての試みであった。セルビアの工業化の速度が速まるのは、1878年の解放戦争以降である。工業と交通網の発展がセルビア経済の発展を加速した。この基盤の上に、経済構造が変化し、生産技術の近代化が進んだ。19世紀の終わりには、セルビアは、経済的独立を獲得し、近隣諸国にとってもそれ以外の国にとっても重要な取引相手となっていく。これら全てが、セルビアの市民社会およびそこに含まれる各制度の発展を加速させることになる⁷⁾。

(2) 通貨、税財政、信用制度⁸⁾

セルビアは長らく自国通貨を有していなかった。経済活動や貿易取引は外貨を利用して行われていた。19世紀半ばの段階で、40種類の異なる外貨が使われていたという資料がある。国の経済にとり、これは困難な状態であった。セルビアが通貨を铸造したのはやっと1868年になってからである。このときは銅貨を铸造し、1873年には銀貨を、1878年には金貨を铸造した。ディナールの単位が使われるようになったのもこのときからである。

セルビアは、長らく財政赤字に苦しめられた。支出のかなりの部分を武器購入が占めていた。歳入欠陥を補うために、セルビアは19世紀後半に何度か外国で融資を受けた。基本的歳入源はセルビアの成人市民全員が払う人頭税であり、これは1835年に導入され、1880年代まで重要な財源

であった。長らくそれが歳入の90パーセント程度を占めていた。人頭税は収入に関係なく定額であったから、金持ち優遇税であった。しかし、税制の根本的改革は19世紀末まで待たなければならなかった。

1835年にセルビアでスパーヒー制度が廃止されたことにより、私的所有権成立の条件が整い、それに基づく市場経済発展も可能になった。それは信用制度の発展をも意味した。金融資本の不足および信用関係分野における国の活動が不十分だったために、この時代に高利貸が跋扈し、農業および土地に対する私的所有権を脅かした。農業および農民に対する高利貸が破壊の結果につながるのを防ぐために、国家は農民保護措置を講じるとともに、信用関係発展にも力を注いだ。債務弁済のために農民から取り上げることでできない最低農地面積を定め(1836年)、農民が国家基金から抵当権を利用して借り入れできるようにした。近代的な信用制度が発展し始めたのはやっと1864年になってからである。このとき、預金業務・信用業務を行う国家基金行政委員会が設置された。これらの業務は国が行ったものだが、セルビアの商品貨幣関係および市場経済が発展する重要な第一歩であった。これがセルビア銀行制度の始まりであった。

貿易の拡大を阻害した大きな要因は、交通網、特に当時のヨーロッパで急速に発達しつつあった鉄道網が国内で未発達だったこととである。トルコ支配下にあった他のバルカン諸国同様、セルビアも勃興しつつあったオーストリア工業製品の市場となっていた。

(3) 識字率、教育

1921年の統計によると、ユーゴ全体で非識字率は51.5%、地域別では、マケドニア83.8%、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ80.5%、ツルナ・ゴラ67%、セルビア65.4%、ダルマチア49.5%、クロアチア・スラボニア32.2%、ヴォイヴォディナ23.3%、スロベニア8.8%であり、サヴァ・ドナウ以南では、人口の3分の2ないしそれ以上が非識字者であった。農村や女性に限れば、この数字は当然もっと高いはずである。しかも、自分の名前が書けるだけでも、その者はここでの非識字者の中には含まれていないのである⁹⁹⁾。

識字率ひとつをとっても、セルビアの状況は開発途上国そのものだったとはいえ、アレクサンドル・カラジョルジェヴィッチの統治下で、セルビアは19世紀初めの未開な水準から長足の進歩を遂げた。彼の治世の終わりまでに、多くが都市や町にはあるが、352の小学校が開校された。科学アカデミーが1841年に設置され、ベオグラード大学が1844年に開学した。対外貿易、とりわけハプスブルク帝国との貿易が急速に拡大した。西欧の影響が初めて国に刻印を与え始めた。この過程は、その多くが商人や官吏であった元老たちによって促進された。彼らは過去の伝統的なバナーナリスティックな社会にほとんど共感を覚えていなかったのである¹⁰⁰⁾。

(4) 対外関係と半独立

セルビア公国は19世紀半ばまではトルコの属国であり、経済的に未発達だったことと併せ、それがその国際的な経済的地位に大きく影響した。あらゆる条約の締結にはトルコの同意が必要だった。貿易の相手も主に、オーストリアとトルコに限られていた。セルビアが、独自にオーストリアと通商条約を結ぶのは、やっと1882年になってからである¹⁰¹⁾。

4 憲法の変遷

ここで19世紀から20世紀にかけてのセルビアにおける憲法制定の流れを眺めてみよう。

1832年にヴーク・カラジッチはミロシュ公に有名な手紙を書き送り、その中で公の果たすべき歴史的課題として次のようなものを挙げた。法的な基礎の上に国家を建設すること、つまり、国民に「正義」を与え、それにより国に憲法体制を、国民に市民の権利を保障すること。「行政上の」必要のある場合を除き、賦役を廃止すること。商業の自由を保障すること。学校を設立し、識字率と教育程度を高めること。憲法の付与により、国家機関の行為の適法性を確保し、信条・表現の自由を認め、人身および財産の自由を保障し、国家機関が職務遂行の際に権限を濫用し、法を破ったときにその責任を問うこと。これらの要求は、当時のセルビアの社会状況を彼がどのように理解していたかを示しているが、統治に携わる有力者たち、それまでのミロシュの、さほど多くない直接の協力者たちの努力に応えたものである。有力者たちは、トルコ権力の打倒のために自分たちが成し遂げた仕事を認めさせ、よりよい報償を得るべく、評議会の設立のために努力した。彼らは後に護憲派と呼ばれるようになる。他方、ミロシュは1830年から1834年までの間、時代に合った外形と適法性の衣を自分の統治に与えつつも、基本的にはそれまでと同じやり方で統治を続けた⁽¹²⁾。

民法典制定以前にセルビアでは、2度憲法が制定されている。1つは、1835年のスレテニエ憲法であり、もう一つは、1838年のトルコ憲法である。

スレテニエ憲法は、ミレタの反乱を承けて、1835年2月14日(旧暦2月2日)スレテニエ祝日の議会で採択された。自治獲得後の形式的意味での初めてのセルビア憲法であるが、トルコ、オーストリア、ロシアなど列強の反対を受けて、公布の翌月には早くも停止された。この憲法によるもっとも重要な権力機関は、公と国家評議会である。評議会を構成したのは、6人の大臣と不定数の国家評議員であり、構成員は、国民議会の提案に基づき公が任命した。国家評議会は、「公に次ぐセルビアの最高権力機関であり(憲法第45条)。評議会は立法、行政活動に参加した。しかし、法律も訓令も、国家評議会の聴聞の後にはあるが、公自身が制定した。100人の選出された代議員からなる国民議会についても規定が置かれた。国民議会は立法機関ではなく、公および評議会に対し一定の法律を制定するよう請願する権利を有しているだけであった。しかし、その承認なしには、いかなる税金も設定することはできなかった⁽¹³⁾。国家最高権力者の権力を制限するという点ではきわめて不十分なものであったが、この憲法により、人身と財産の保障を含む人権というヨーロッパ流の考えが、半分東洋であったこの国にもやっと浸透し始めたことになる⁽¹⁴⁾。

1838年トルコ憲法は、同年にスルタンの法令という形で制定されたセルビア憲法である⁽¹⁵⁾。これにより、ミロシュの権力の大部分は、それまで彼が自分の召使いだと考えていた者たちの手に移されることとなった。これにより生じた変化は急激かつ大規模なものであり、ミロシュは、それまでのように強力な政治力を行使することがもはやできなくなった⁽¹⁶⁾。

セルビア民法典が制定された後、20世紀初めに至るまで、セルビアでは以下のように4つの憲法が制定された⁽¹⁷⁾。

1869年摂政憲法は、ミハイロ公暗殺の翌年に、未成年のミラン公に代わって国を統治していた

摂政団の憲法草案に基づきセルビア大国民議会在が制定したものである。この憲法により、大国民議会在が初めて立法機関となった。ただし、その権限は制限されていた。「いかなる法律も大国民議会在の同意なしには、制定、廃止、改正または解釈することはできない」（第55条）とされ、大国民議会在と公は立法に関しては同等とされた。しかし、立法発議権は公のみが有し、前年度の予算を訓令により翌年に延長できたため、議会的予算権は制限されていた。公は議会的の招集権および解散権を有していた。選挙権、被選挙権には種々の制限が設けられ、議員の3分の1は公が任命した。大臣は議員の中から公により選ばれる政治家ではなかった。大臣は公の雇い人に過ぎず、公がこれを任免した。議会在は大臣を不信任することはできず、憲法に明文の定めがある場合に限ってこれを刑事告発できるだけであった。国家評議会在はトルコ憲法下で有していた立法権限を失い、立法・行政面での政府の助言機関および最高行政裁判所となった。摂政憲法により、セルビアには非常に限定的な立憲君主国が成立した。公は依然として最高権力者であり、官僚的・中央集権的体制にも手は付けられていなかった。そのような制限があったとはいえ、国民議会在が初めて立法機関になったことが、セルビアの市民社会の発展に貢献した。また、この憲法は、セルビアがオスマン政庁の影響なしに独自に制定した初めての憲法としての意義も有していた。

1888年憲法は、市民的民主主義を立法化したものであり、一般民衆の民主主義への要求とミラン公の絶対権力志向との長年にわたる闘争の最終的な結果だと評価されている。公の内外の政策が失敗してオブレノヴィッチ朝の存続が直接に脅かされるようになったため、公は1888年に新憲法を制定せざるを得なくなった。憲法に基づき、国民議会在は立法発議権、完全な予算権を持つようになり、刑事事件についてだけでなく「職務上の事項」についても大臣を告発できるようになった（136条）。大臣の責任が政治的責任の方向へ拡大されたわけだが、憲法には、大臣が国民代表から信任を受けるべき旨の規定はない。従って憲法は立憲政府の導入可能性を開いただけであり、議会在制度が実際に支配的になるか否かは具体的な力関係に応じて変わった。直接・秘密投票が導入され（ただし、一定金額以上の直接税納税者という選挙権制限は残された）、比例代表制により野党にも議席が確保された。議会在における知識人の数を増やすために、全選挙区で2人の候補は学部教育を終了していることが憲法により要求された。制限的であるが、地方自治も認められた。市民の権利についても前進が見られた。令状によらない市民の勾留は禁止され、勾留期間も4日に制限され、政治犯に対する死刑は廃止され、住居の不可侵、出版の自由、常設裁判所が保障され、特別裁判所の設置は禁止された。1891年までに、これらの憲法上の原則を発展させる一連の法律が制定された。

1901年憲法は、一連のクーデタの後に、アレクサンダル・オブレノヴィッチ王により押しつけられた欽定憲法である。1893年のクーデタで、アレクサンダルは本来の年よりも前に成年に達した旨を宣言し、翌年のクーデタで1888年憲法を廃止し、保守的な1869年憲法を復活させた。これは、セルビア5番目の憲法たる1901年憲法が制定されるまで丸7年間効力を有していた。1901年憲法は、先行する二つの憲法の条項を混合させたものであるが、保守的内容を有していた。立法府が国民議会在と上院の二院制になった点は新しい。上院がセルビア憲法に導入されたのはこれが初めてである。上院は、セルビア正教会の高位聖職者のための2人分の議席、王が任命する終身議員30人、18人の選出議員（全県とベオグラードから各1人ずつの上院議員）から成っていた。

上院議員のほぼ3分の2が王の任命によっているのに、立法の際には、上院と国民議会とは完全に平等であった。これにより、王は「合法的に」国民議会の民主的な傾向を麻痺させることができた。国民議会の選挙権、被選挙権を得るための財産的な資格も厳しくなった。大臣の責任についても刑事責任のみが残り、政治責任の方は削除された。市民の権利に関する条項は1888年憲法の該当条項と比べ、非常に保守的であった。これは王の専制体制を保障するための、見せかけの、偽の、形式だけの憲法であり、王は、好きなときに好きなようにこの憲法の規定をくぐり抜けた。1903年5月29日の軍事クーデタにより、クーデタ好きの王自身が暗殺され、それに伴い彼の憲法も廃止された。

1903年憲法は、アレクサンダル・オブレノヴィッチの暗殺後、1901年憲法に基づいて選出されていた国民議会と上院が、反乱将校の圧力の下で制定した憲法である。1903年憲法は1888年憲法に若干の手直しをしただけのものであり、新憲法制定後に初めて、王としてペータル・カラジョルジュヴィッチ公が選出された。ペータルは王位につくと直ちに憲法への忠誠を誓った。この憲法は、著しく保守的であった上院を廃止し、財産資格を軽減して被選挙権を広げ、国民議会議員の任期を3年から4年に延長し、王の権限をより制限し、議会に対する大臣と国家公務員の責任を強化した。1888年憲法制定後に採択された附屬法も全て効力を回復し、その憲法が保障する市民的民主的自由がこれにより強化された。これらの法律の復活により、セルビアには、市民的議会制度の下で基本的かつ民主的な権利と自由が保障されるようになったとされる。ペータル王は政党間の争いや対立に介入せず、前任者たちの轍を踏まないように、憲法上の自己の権限の限界を厳格に守った。それゆえ、セルビアにおけるペータル王の治世は、市民的民主的議会制の時代として記憶されている⁽¹⁸⁾。

5 伝統法との関係⁽¹⁹⁾

民法典制定時の法源は非常に少なかった。セルビアには永く固有の法律がなかったからである。長年にわたるオスマン・トルコへの隷属のため、クルムチェ、ドゥシャン法典およびセルビア語に翻訳されたいくつかのビザンチン法（ヴラスタールのシンタグマ、ユスティニアヌス法典など）という中世セルビア法との継続性を保つことは困難であった。セルビア国家はローマ帝国の版図内に位置していたのに、セルビア法はローマ法の遺産の上に直接生じたわけではなかった。ローマ法は、東ローマ帝国を通じてセルビア法にやって来た。それは教会法を通じて、かつ教会法と混合してやって来た。

セルビア民法典の制定を進めたミロシュ公は、法典の中に最大限民衆の慣習法を取り入れるべきだと考えていた。民衆が法典をより受け容れられるようにすべく、慣習法を最大限法典に採用させるという自己の希望を実現することを目指して、一時期は法典編纂作業をほとんど停止させたこともある。彼は、民衆の意思、民衆の精神に語りかけない法典、民衆の利益を表現せず、制定時の社会で支配的な真の関係を規律しない法典は、維持するのは難しく、紙の上だけの死文となってしまうかねないと考えていた。彼によれば、民衆は、数世紀に渡り尊重されてきた慣習を捨てた法典はこれを全く受け容れないか、自分たちの慣習に反しない部分のみを受け容れる。ミロシュ公は、民衆が慣習と離れた法典を受け容れないことを恐れていただけでなく、当時のセ

ルビア社会の多くの事項を慣習が非常に適切にかつ成功裏に規律しているとの信念を理由に、慣習を必ず法典に入れる必要があり、法典の大部分を慣習に基づいて起草すべきだと深く信じていた。彼は、大量の慣習を法典で条文化するか、法律ではなく直接に慣習によって社会関係を規律することを望んだ。しかし、オーストリア一般民法典をモデルとするセルビア民法典がそのような道を歩むことは不可能だった。

19世紀においてもなお慣習法が大きな力を持っていたという点で、セルビアとツルナ・ゴーラは共通しているが、法典における慣習の位置づけは両国で大きく異なっていた。ポギシッチはツルナ・ゴーラ一般財産法典において、慣習に対し法的効力を与え、これを法源としている。同法典2条は、法律に定めのない事項については良き慣習を適用すると定める。しかし、セルビア民法典を含むヨーロッパの法典では事情は異なる。これらの国では、慣習は社会関係の副次的な規律であり、法に代わるものではない。慣習に全く言及していない法典もある。セルビア民法典には、慣習に直接言及した条文は1、2条しかないし、しかも慣習に対し法律に代わる効力を与えてはいない。ポギシッチを始めとする多くのセルビア歴史家は、まさにこれがセルビア民法典の欠陥だと考えた。法典制定時においてもなお、社会関係の全てに渡って、特に、家族法および相続法において慣習が強力に生きていたからである。また、支配者が制定する命令等の当時の法規範に大きな影響を現に与えていたからである。しかし、慣習法にほとんど触れていないオーストリア一般民法典をモデルとしたことと、起草者のハジッチがオーストリア領出身のセルビア人で、セルビアの慣習は19世紀中に廃れるだろうと考えたことにより、このような取扱いになった。当時および後世の歴史家の中には、もっと多くの慣習を民法典に取り入れていけば、セルビア民法典は、もっと良質で、効率的で、当時のセルビア人およびセルビア社会により近いものになっていただろうと評価する者もいる。

セルビア民法典では、法令がない場合に限り慣習法が補充的に適用され、慣習法が現行法令を変更することは許されなかった。法令がある限り慣習法適用の余地はなかったからである(10条)。このような立場は、法的安定性、法的確実性の面からは間違いなく正しいと考えられていた。しかしながら、これに対しては、慣習法も法であり、成文法と慣習法とを対等に扱うことがもっとも論理的な解決法となっただろうという意見もあった。なお、判例は法としての効力は持たず、法源ではなかった。

6 教会法と婚姻法

(1) 概略

オスマン・トルコ支配下のセルビアで文化の担い手であり続けたセルビア正教会は、近代とカトリックとを同視して、当初は近代的なものを拒絶していた。しかし、西欧および中欧との宗教には必ずしも直結しない貿易、経済関係が発展するにつれ、西欧の科学と世俗主義に応えた新たなバルカン世界が作り出されていった。ヘンリー・メインの言葉を使えば、西欧の影響は今や「伝染病のように」バルカン社会中に広まった。西欧の影響は、それまでの数世紀間のように、スロベニア、クロアチア、イタリア支配下のギリシアの島々といった西欧統治下の周辺地域にある西欧の橋頭堡に依存することはもはやなくなった。今や、イニシャティヴはトルコ支配下のバルカ

ン内部からやって来た。商人、職人、船員といった新興階級は、西欧に対して、それまで支配的であった正教聖職者とは異なる態度をとった。新興勢力の中には、西欧の都市に生活し、そこの政治制度、法の支配、経済繁栄、知的な生活に影響を受け、それらを肯定的に評価する者も出て来た。この西欧文明を正教聖職者たちのように「ラテン的」で異端で不快なものとしてレッテルを貼るどころか、彼らはこれを模倣すべき手本と考えた。正教聖職者たちは西欧科学者たちを神に反する者とし、彼らの教えを愚かな知識として排斥したが、啓蒙されたヨーロッパを評価する見方を受け容れる者はどんどん増大した。理由の一つは、西欧の否定できない先進性であるが、正教の占める地位が低下したことも大きな原因である。ファナリオットの介入を通じた総主教職の世俗化、高位聖職者をオスマン帝国の協力者とみなす傾向、一定地域での正教神父の数と質の低下、ペーチの総主教座を廃止したためセルビア人の多くが孤立化したことなどがセルビア内での正教の地位低下をもたらした⁽²⁰⁾。

しかし、家族法においては、セルビア正教会の影響力はなおきわめて強力であった。セルビア民法典が現行法とされていた間、正教徒には、民法典とならんで、1831年の「セルビア正教会婚姻規則」と同年のセルビア正教会憲章が適用された。教会の教えによれば、婚姻規則は全ての正教徒に拘束力を持つものであった。配偶者の一方が正教徒である場合も同様とされた。しかし、国家の側からはこれらの教会法の効力には争う余地があった。この問題については、「婚姻規則」は国家法たる民法典の規定を変更することはできないという立場が一方であり、他方で、民法典の婚姻関連規定は形式的には民事法規範だが実際には教会法規範だという理由で民法典の関係条項は婚姻規則により変更されていると考える立場もあった。両説とも、正しい面を持っているため、妥協的な解釈が取られることとなった。つまり、民法典は国家法であるから教会法に優越するが、婚姻成立要件に関する民法典の規定は、実際には正教会法を法典化したものであり、教会法が形式的に国家法、民法と認められたものであり、法たる効力を持つ、という解釈である。教会が、婚姻成立に関与し、婚姻紛争につき裁判管轄を有するのは、その特権ではなく、国家のためにその機能を行っているだけである、とされた⁽²¹⁾。

セルビア民法典のモデルはオーストリア一般民法典であるが、婚姻および家族関係では教会法が重要な源となっている。セルビア民法典は、セルビア正教会の諸規範を条文として取り込む、あるいは教会法の適用を指示するという形で教会法とつながっている。もっとも完全な教会法典はクルムチャである。ほかに、ノモカノン、シンタグマ、ドゥシャン法典など、ビザンティンの教会法・国家法を内容とする法はあるが、常にクルムチャの条項はそれらにも含まれていた。セルビア正教会がその婚姻法を法典化したのはやっと1933年になってからである。セルビア民法典モデルに対する教会法の影響は数多くの条文に見ることができる。例えば、後見法において、キリスト教徒は非キリスト教徒の後見人となることはできないし、その逆も許されない(21条)。女性の地位については、110条で、「妻は夫の言うことを聞かなければならず、その指示を実行しなければならず、夫の後を付いていかなければならず……」と定める。153条によれば、「未成年の娘が婚姻したときは、親権から離れ、自己の夫、夫の親族またはザードルガの配偶者権利義務関係に入る。その娘が未成年のうちに夫が死亡したときは、本人が拒絶しない限り、夫の両親の親権下に置かれる」。400条から408条にかけては、相続において娘の権利が制限され、920条で

は、夫の生存中は妻の行為能力が未成年同様制限されることを定める。137条と143条には、特別の後見開始については、145条に従い、聖職者とクメット（村の長）の署名した書証が必要だとする。教会法の影響がもっとも強く表れているのは、婚姻の締結および解消に関する規律である。セルビア民法典は、正教徒には、教会婚のみを適法な婚姻としている（他の宗派についてはその宗派の規定を適用する）。また、婚姻をめぐる紛争については、教会裁判所に専属管轄があると定めている（99条）。結婚の儀式が、権限ある司祭の前で、かつ教会の規則のみに従って行われるだけでなく、婚姻の有効要件、無効原因、離婚原因についてもセルビア民法典は教会法を取り入れた。従って、婚姻法には、セルビア民法典と教会法という2つの法源があったことになる。ある問題について、例えば、夫婦の人的関係、財産関係についてはセルビア民法典が専ら適用され、別の問題、例えば、婚姻成立要件および婚姻解消については、教会法が全面的に規律した。しかし、両法が補完し合う分野もあった。正教規範は、家父長的なセルビア家族および社会全体の基盤であった。セルビア民族の精神および伝統は、正教に基づく教育に基づいて形成された。セルビア正教会の歴史は、同時にセルビア民族の歴史でもある。セルビア公国の正教信仰は国教であった。婚姻および婚姻関係は、なお重要で慎重に取り扱うべき事項であったので、教会が国家にその規制を委ね、民事婚に関する19世紀の進歩的考えをセルビアに取り入れることは、たとえ選択的な形であっても、当時は不可能であった⁽²²⁾。

(2) 婚姻の方式⁽²³⁾

セルビア民法典は、婚前審査と教会での婚姻公示という手続を定め、これは無効な婚姻の挙行を防ぎ、当事者に婚姻についての熟慮期間を与えるという目的を有していた。現代の婚姻法にも、婚姻公示を定めるものがあるが、目的は同じである。婚前審査の法的効果は、すでになされた審査から教会によって解放されない限り、被審査者が他人と新たな婚姻交渉に入ることができない点にある（64条）。それにもかかわらず、被審査者が他人と婚姻したときは、この審査は効力を失うが、過失なき当事者は、受けた恥と生じた費用につき完全な賠償を請求する権利を有する（82条）。婚約しても、破棄者に婚姻を強制することはできなかった（66条）。

セルビア民法典は、婚約と婚前審査についても規定しているが、明確には両者を区別していない。しかし、教会法上は両者は完全に別の制度である。教会法では、婚約とは、将来共同生活をするに關する性の異なる2人の合意を意味し、これは婚姻成立の重要要件であり、婚姻そのものの初期段階である。これに対し、セルビア民法典は、婚約を将来の夫婦およびそれらの親族による無方式の合意、婚姻のための契約と（61条、62条）、つまり、宗教的要素のない家族儀式と定義した。その唯一の法的効果は、婚約者双方は、婚約の際に受領した受贈物を返還するまでは、別の新たな婚姻交渉に入れられないというものであった。この規定と異なり、正教会の規則では、婚約は神聖な宗教儀式であり、かつては結婚式とは別に行われたが、セルビア民法典制定時には、教会結婚式に先立つ結婚式の一部分として行われていた。

セルビア民法典では、無方式の婚約の後に権限を有する聖職者の面前での婚前審査が行われる。この審査の方式は専ら教会規則が定めるが、その法的効果は民法典が定め（63～69条、70条）、ここでもそれは新たな婚姻交渉前の受贈物返還に関わる。婚前審査後に心変わりがあった場合、罪

のない当事者は「なされた婚姻のために」費やした費用の償還および「被った損害に対する賠償」を請求する権利を有する(65条)。69条および70条に掲げる婚姻障害があったときは、審査は無効となり、過失ある当事者は賠償を請求できない(68条)。教会規則の定める婚前審査の法的結果は、権限を有する聖職者の許可なしには新たな婚姻交渉ができないことである。婚姻障害があるにもかかわらず婚前審査を行った聖職者には教会罰が与えられる。過失ある当事者(第三者を愛する、第三者の子を身ごもっている、男女の乱交、放蕩、酒乱、伝染病、長期の結婚式延期というケース)は、婚前審査のために生じた損害の賠償を請求できない(70条)。これらの事由の中には、セルビア民法典が婚姻障害にも離婚事由にもしていないものがあるが、教会規則はそうしており、教会裁判所もこれを考慮する。このように、婚約および婚前審査については、セルビア民法典と教会規則の双方を相互補完的に適用する必要があった。

(3) 婚姻の効果⁽²⁴⁾

セルビア民法典60条は結婚についてこう述べる。「夫婦の権利義務は婚姻から発生し、婚姻は、性の異なる2人の間で締結され、正教会の規則に従って聖職者の面前での結婚式により執り行われ、2人は、2人または3人の証人の前で、生活を共にしたいことを宣言し、永久の愛と変わることのない信頼を誓う」。ここには、教会法にも定めのある、異性、将来の婚姻当事者間の同意、聖職者の祝福といった婚姻の基本的成立要件が含まれているが、婚姻が民事婚の発想たる契約として理解されているかどうかは一見しただけでは分からない。しかし、法典の民事的性格に反する「秘蹟」として婚姻を理解していないことは明らかである。「締結される」という文言から、法典は、婚姻を契約と理解しているといえる。民法典に定める婚姻要件は正教徒に関するものだけである。他の宗派の規則に従ってなされた他宗派信者の婚姻もセルビアでは有効であった。婚姻がセルビア領外で行われ、かつセルビア市民が関わっていない場合には、教会でなされていない婚姻もセルビア実定法は婚姻として認めた。

宗教規則に従い教会で締結した有効な婚姻は、配偶者および子に一定の効果を生ぜしめる。例えば、108条によれば、夫婦は親密な関係を維持し(「相互に愛し合って生き」、同居し、互いに誠実であり、相互に助け合わなければならない。これら共同の権利義務のほかに、民法典は、妻ないし夫だけに関係する権利義務も定めている。夫は夫権を有する。夫は家および家族の長であり、それゆえ、家族と家財を管理し、配偶者を扶養し、全ての法律行為について妻を代理し、妻をあらゆる攻撃から守る義務を負う(109条)。他方、妻は夫の言うことを聞き、その指示を実行し、住所選択に関する夫の決定に従い、家内の業務遂行、特に財産の保護につき夫を助け、家内の秩序・清潔および子育てに気を配らなければならない(110条)。ただし、19世紀半ばでは、妻の地位については、セルビア以外の国でもさほど変わらなかったことを指摘しておく必要がある。例えば、ナポレオンコードでも妻は無能力であり、その規定が削除されたのはやっと1938年になってからであった。

920条によれば、女性は夫の存命中は未成年者に比せられる。つまり、女性は結婚すると行為能力を制限され、婚姻係属中はその状態が持続するのである。その結果、夫には法的関係において妻を代理する義務を負う。このように女性の地位を低める条項は今日ではきわめて古くさく映る

が、セルビアだけではなく、当時のほかのヨーロッパ諸国の法典でも女性は不平等な取扱いを受けていた。

(4) 婚姻障害⁽²⁵⁾

婚姻の成立要件については、セルビア民法典とセルビア教会法は実際上は同じ方法でこれを規律しているが、婚姻障害についてはやや事情が異なる。セルビア民法典は、セルビア法に存する婚姻障害を網羅的に列挙しているわけではない。クムチヤに依拠しつつ、法典は、もっとも重要で頻出する婚姻障害のみを規定している。それゆえ、教会裁判所は、婚姻の有効性をめぐる事案を審理する際に、教会法すなわちクムチヤにも頼らざるを得ない。クムチヤから採用した婚姻障害は、婚姻状態、年齢（男15歳、女13歳）、狂気、婚姻義務の履行不能、女子略奪または「抵抗不能の脅迫」による強制、人違い、懲役または禁固の判決、信教の相違、教会の定める近親婚、配偶者の殺人未遂である。

93条によれば、絶対無効となる婚姻は、重婚（現行法でも同様）、年少婚、信仰違い（現行法にはない）、近親婚（近親婚については、民法典も教会法も、法律上の婚姻か事実婚かで区別をしていない。他の家族法関係や相続では婚外子、つまり事実婚を明確に差別しているのとは異なっている）、配偶者殺人未遂（現行法にはない）、聖職者の婚姻（現行法にはない）等である。セルビア民法典では婚姻不成立とされていた重要婚姻要件違反が、今日のセルビア法では絶対的無効事由となっている。セルビア民法典93条は、婚姻障害や離婚事由については、クムチヤによることを明言している。

69条は、姦通、親または後見人の許可がないこと（18歳以上で関係機関の許可があるときを除く）をも婚姻障害とし、婚姻最低年齢は、男17歳、女15歳と定める。婚姻障害としては、ほかに、親権下または後見人の付された成人の婚姻禁止、前婚解消後一定期間の女性の婚姻禁止、1901年婚姻法に基づく将校・下士官・兵卒の婚姻禁止、自己の過失により前婚が解消された者の婚姻禁止があった。婚姻最低年齢についての教会法と民法典との相違については、権限ある司祭の許可を得ることにより、民法上の婚姻障害は消滅した。

セルビア民法典69条(j)と93条9号は、婚姻障害としての親族に関する教会の規定を、その種類および程度（親等）の点で完全に受け容れている。しかし、近親婚に関する教会法の規定は、厳しすぎ、常に正当化できるわけではない。直系血族間では親等を問わず、傍系血族間では4親等までは絶対的に、4親等を超え7親等までは相対的につまり許可可能な形で、医学的および道徳的事由により、婚姻は無効である。姻族間でも、より緩やかだが同様の制限がある。教会儀式に則って形成され教会が認めた養親子関係は血族関係となるから、これに基づく親族間も同様に婚姻は無効となる。しかし、三族間姻族の禁婚に正当化事由を見いだすのは困難である。実際の血縁関係とは異なる宗教倫理的な血族関係を理由とする禁婚もある。これらの者の間では、2親等までは除去不能婚姻障害で、2親等を超え7親等までは除去可能婚姻障害である。その理由はもっぱら正教道徳にある。特に、クム（婚姻の証人役）は新たな宗教的父親と理解される。婚姻障害の種類および法的効果については、セルビア法には正教規則の影響が著しい。それらの婚姻障害の多くは、ほかの国では採用されていないか、異なった法的効果を有するものである。

セルビア民法典制定当時、教会法では、60歳を超えた男、50歳を超えた女が結婚する際には、許可が必要とされていた。後にこれは、男は70歳超、女は60歳超に変更された。権限ある司教がこの障害を除去することができた。「下品な」年齢差という婚姻障害も同じ方法で除去可能であった。許可なしに結婚できる年齢差は15歳であった。教会法上の婚姻障害としてはほかにも以下のようなものがあった。同一人の前4回の婚姻、破門、法律または判決に基づく終身婚姻禁止である。結婚式の方式の瑕疵も教会法は婚姻障害としている。それは、権限ある聖職者の関与しないとき（除去不能）、自由意思の欠缺（婚姻意思は強制または錯誤なしに有効に表明されなければならない。これは民法典、教会法ともに採用している）、いかなるものであれ教会儀式の欠缺（除去不能）、である。

なお、セルビア民法典では、婚姻の成立、解消、取消は、教会の管轄であったが、第二次世界大戦後はセルビアには民事婚が導入された（例外的にヴォイヴォディナでは、1895年にハンガリー婚姻法に基づき民事婚が導入されていた）。しかし、セルビア民法典制定当時は、民事婚を取る国は例外であり、フランス（1790年）、その影響によりオランダ（1795年）、ベルギー（1796年）くらいだけだった。セルビア以外の国でも婚姻法に対する教会の影響が強かったことがわかる。

(5) 離婚⁽²⁸⁾

離婚に関しては、セルビア民法典は、モデルとなったオーストリア一般民法典よりはるかに寛容だった。オーストリア一般民法典では、カトリック教会の影響の下、カトリック教徒については離婚が禁止されていたからである。離婚に対する正教会の立場はずっと緩やかだった。

離婚事由としての配偶者遺棄も教会法に起源を持つ。道徳的な倒錯または故意の流産は、民法典にはなく教会法のみが認める離婚事由である。しかし、離婚については教会裁判所が管轄を有したこと、民法典にこれらを離婚事由として適用することを禁じる明文がないことにより、実際にはこれらが離婚事由として適用された。

婚姻を分かつことができないものとする正教会の立場は、いわゆる協議離婚は認めない。セルビア民法典もこれを認めない。正教会の法源は、寝台と食卓に関する限りでの離婚も、夫婦の了解段階として以外には認めない。同じ理由により、民法典にも正教法源にも離婚事由はわずかしか定められていない。民法典では、94~98条に離婚についての定めが置かれているが、婚姻障害の場合と同様、クルムチャカから採用されている。ただし、相違はある。犯罪および8年を超える禁固または懲役は、1862年の改正で民法典に入れられたものだが、例外事例を別とすれば、教会法の知らない離婚事由である。これはオーストリア一般民法典にある離婚事由なので、そこから採用されたのであろう。夫の不在中に、権限ある者の許可なしに再婚した妻を元の夫が離婚できるとする規定は、セルビア民法典にある離婚事由で唯一教会が認めないものである。新約聖書の知る唯一の離婚事由は姦通である。セルビア民法典もこれを採用したが、証明された姦通でなければならない（94条b1）。他方、教会法はいわゆる推定された姦通も認めている。キリスト教棄教も教会法ではもっとも古い離婚事由であり、民法典もこれを採用している（94条b4）。棄教については、教会法が詳細に定め、無神論者、他の宗教への入信、宗派替え、もっとも重い教会罰である破門がこれに当たる。

協議離婚は、第二次大戦以降、裁判実務で認められるようになり、正式には1974年の婚姻法で認められるようになった。

7 おわりに

以上、セルビア民法典制定時前後のセルビアの社会状況、憲法状況および民法典の婚姻関連規定について、簡単に紹介した。セルビア民法典は、トルコ封建制から解放されたばかりのセルビアに自然法原理に基づく財産法秩序をもたらしたものの、財産法分野においても、法を支える社会の近代化が進むのは民法典の制定後のことであった。この分野では、セルビアは民法典とともに「近代」を経験していったと行うことができよう。他方、婚姻法関連条文においては、民法典が中世以来の非「近代」的要素を数多く引きずっていることが明らかになった。その意味では、セルビア婚姻法は、セルビア民法典が有効だった期間中（第二次世界大戦勃発頃まで）も、なお「近代」を経験していなかったといえるだろう。しかし、本稿でも述べたように、婚姻法が非「近代」的であったのはセルビアだけのことではない。婚姻法全体を観察すれば、セルビアの非「近代」は際立つであろうが、いわゆる西欧先進諸国においても、その婚姻法の一部は長く非「近代」的要素を維持していた。宗教が持っていた影響力がその原因の第1に挙げられる。セルビアは、社会主義革命によって急激に脱宗教化し、近代的婚姻法が1946年に制定される⁽²⁷⁾。つまり、セルビア家族法の「近代」は社会主義とともにやって来たことになる。

注

- (1) セルビア民法典については、拙稿「セルビア民法典(1844年)の成立背景」山島・五十嵐・藪先生古稀記念論文集『民法学と比較法学の諸相 II』信山社(1997)、「セルビア民法典(1844年)の比較法的位置づけ」『比較法研究』第59号(1998年)参照。
- (2) Blagojević, B.T., "L'influence du code civil sur l'élaboration du code civil serbe", *Revue internationale de droit comparé*, 4/1954, p.738.
- (3) Stojanović, D., "Prirodnopravne i filozofske ideje u velikim kodifikacijama građanskog prava XIX veka i u Srpskom Građanskom Zakonu", *Sto pedeset godina od donošenja Srpskog Građanskog Zakonika (1844-1994)*, Niš, 1995, str.2, 4-5.
- (4) Isto, str. 7-8.
- (5) Kovačević-Kuštrimović, R., "Sto pedeset godina od donošenja Srpskog Građanskog Zakonika (1844-1994)", *Sto pedeset godina od donošenja Srpskog Građanskog Zakonika (1844-1994)*, Niš, 1995, str. XII.
- (6) Nikolić, D., *Zakon o osnovama svojinsko-pravnih odnosa - prečišćen tekst* - 1998, str.8-9.
- (7) Bozić M., "Ekonomске prilike u Srbiji sredinom XIX veka kao osnova nastanka i razvoja građanskog društva", *Sto pedeset godina od donošenja Srpskog Građanskog Zakonika (1844-1994)*, Niš, 1995, str.16-18, 22. 1921年でおお人口の78.9%以上が、1931年でも76.5%が農業に依存して生活していた(Tomasevich, J., *Peasants, Politics and Economic Change in Yugoslavia*, Stanford, 1955, p.303)。
- (8) Bozić, nav. delo, str.18-21.
- (9) Tomasevich, op.cit. p.198.
- (10) Stavrianos, L.S., *The Balkans since 1453*, New York, 1958, p.254.
- (11) Bozić, nav. delo, str.18-19.

- (12) Stojančević V., “Srpska nacionalna revolucija i obnova države od kraja XVIII veka do 1839”, *Istorija Srpskog Naroda, Peta knjiga, prvi tom*, Beograd, 1981, str.121–122.
- (13) Sirotković, H. i Margetić, L., *Povjest država i prava naroda SFR Jugoslavije*, II izd., Zagreb, 1990, str.114.
- (14) Ranke, L., *A History of Serbia and the Servian Revolution*, London, 1848, pp.401–402.
- (15) Janković, D. i Mirković, M., *Državnopravna istorija Jugoslavije*, Beograd, 1982, str.120.
- (16) Ranke, op.cit. pp.416–417.
- (17) Sirotković i Margetić, nav. delo, str.116–119.
- (18) ここで民法、憲法以外の主要法典についても若干触れておこう (Jevtić, D. i Popović, D., *Pravna istorija jugoslovenskih naroda*, Beograd, 1996, str.132–133)。

商法典は1860年に制定された。商事裁判所および商法典を設置・制定して欲しいという商人の要求に対し、護憲派政府の大蔵省は、商法典起草を課題とする委員会を設置した。しかし、商法典草案は作られなかった。護憲派政府は「商業活動にいかなる形であれ制限が加えられることや、これを法的に規制することを望んでいなかった」からである。護憲派の下野、ミロシュの復位により、ミロシュは、1859年の商事裁判所設立令によって商事裁判所を設立し、1860年に商法典を公布した。この法典は、主にフランス商法典の原則に基づき、商人、商業帳簿、商事会社、仲立人に関する規定、手形法を含んでいた。1861年8月の議会で商人たちは商法典の改正を要求した。これは、商法典が彼らの要求を容易に・迅速に実現できるような内容でなかったことを示すものである。

ミロシュ公の第一統治期に開始された刑法典制定作業は、民法典同様、その統治期間内には、実を結ばなかった。護憲派政府は、刑法典ではなく、個別の法令によってこの分野を規制していた。60年代半ばに、公は評議会に対し刑法典起草委員会を設置するよう提案したが、「刑法典はまだセルビアには必要ない」との理由でこれを受け容れなかった。しかし、それは、刑事事件の増加、およびそれに対処するために多くの個別刑事法令を政府が制定しているという事実と矛盾するものであった。2度目の公の要請に応じ、護憲派政府は委員会を設置し、委員会は草案を作成したが、1858年末に護憲派政府が下野したため、草案は最終的には法律とならなかった。ミロシュ公の第2統治期の1859年になってやっと刑法典総則が、1860年に、総則と各則がセルビア公国刑法典として公布された。これにより、セルビアに罪刑法定主義が初めて導入された。重罪、軽罪等の区分、過失、刑の軽減または加重事情、未遂、時効、未成年者への刑軽減などを規定しており、当時のヨーロッパの刑法典（プロシア、バーデン、フランス）に類似した内容であった。

1865年の刑事訴訟法典は、「刑事訴訟の公開原則」を採用した。警察官による捜査・取り調べには2人の証人（正直な市民）の参加が義務づけられ、「最終弁論は口頭で公開して行わなければならない」と定めている。また、本法は、いかなる事件のいかなる被告人について、裁判所が弁護人を付ける義務を負うかも定めている。これとの関連で、やや後に、「摂政憲法」の第117条に基づき、1871年に陪審法が制定された。

- (19) Kovačević–Kuštrimović, nav. delo, str.30–33.
- (20) Stavrianos L.S., “The Influence of the West on the Balkans”, *The Balkans in Transition*, Los Angeles 1963, pp.191–192.
- (21) Deretić, N., “Zaključenje braka po Srpskom Građanskom Zakoniku”, *Sto pedeset godina od donošenja Srpskog Građanskog Zakonika (1844–1994)*, Niš, 1995, str.112.
- (22) Palacković, D., “Crkveno pravo i Srpski Građanski Zakonik”, *Sto pedeset godina od donošenja Srpskog Građanskog Zakonika (1844–1994)*, Niš, 1995, str. 35–36.
- (23) Cvejić–Jančić, O., “Bračno pravo prema Srpskom Građanskom Zakoniku”, *Sto pedeset godina od donošenja Srpskog Građanskog Zakonika (1844–1994)*, Niš, 1995, str.96–97; Palacković, D. nav. delo, str.36–38.

- (24) Cvejić- Jančić, nav. delo, str.91-92, 97; Palacković, D. nav. delo, str.38-39.
(25) Cvejić- Jančić, nav. delo, str.93-94; Palacković, D. nav. delo, str.40-43.
(26) Cvejić- Jančić, nav. delo, str.97-98; Palacković, D. nav. delo, str.43-44.
(27) ツヴェイッチ=ヤンチッチ (伊藤知義訳)「ユーゴスラビア家族法の法源と小史」『札幌学院法学』第14巻第2号 (1998) 196頁。

研究会全国総会記事

「社会体制と法」研究会2003年度研究会全国総会
2003年6月6日(金) 早稲田大学9号館法学部5階大会議室

テーマ	「近代経験」と法の継授
趣旨説明	樹神 成 (三重大学)
報告者	高橋 一彦 (神戸市外国語大学) 「帝政ロシアの近代経験 — 婚姻法に見るケース・スタディー」 伊藤 知義 (北海学園大学)
討論者	「南スラブ諸国における法典継受と伝統法 — セルビアを中心に」 森下 敏男 (神戸大学) 鈴木 輝二 (東海大学)
司会	高見澤 磨 (東京大学)